

○蒲郡市幸田町衛生組合会計年度任

用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

（令和二年三月二十七日）
規則 第三号

（趣旨）

第一条 この規則は、蒲郡市幸田町衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十九年蒲郡市幸田町衛生組合条例第七号）の規定に基づき、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

（準用規定）

第二条 勤務時間、休暇等に関する基準について必要な事項は、蒲郡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和二年蒲郡市規則第十二号。以下「蒲郡市規則」という。）の規定を準用する。

（読替規定）

第三条 蒲郡市規則中「任命権者」、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。